

東京労働局等職員【任期付任用職員】募集要項

助成金や雇用保険等に関連する業務に携わる方を募集します。

1 職種

東京労働局及び都内ハローワークで勤務する任期を定めた常勤職員

2 業務内容

東京労働局及び都内ハローワークにおける次の(1)から(3)の業務等

- (1) 雇用関係助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に係る回収関連業務
- (2) 不正受給に係る事業所訪問、呼出による実態調査業務及びそれに伴う報告書等作成業務
- (3) ハローワークにおける窓口業務及び関連業務（ハローワーク配置者）

※業務の詳細は求人票の仕事内容欄をご確認願います。

3 募集人員

45名程度

4 応募資格

(1) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満62歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則 8-12 第 42 条第 2 項第 1 号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

6 採用日

令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。

7 勤務地

下記勤務地のいずれか一か所です。

○東京労働局（職業安定部）

（新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディングまたは、
新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎） 3 名

（品川区上大崎 3-13-26） 1 名

（豊島区東池袋 3-5-13） 1 名

（千代田区九段南 1-2-1） 3 名

○東京労働局（総務部）（千代田区九段南 1-2-1） 5 名

○ハローワーク飯田橋（文京区後楽 1-9-20） 3 名

○ハローワーク上野（台東区東上野 2-7-5 借楽ビル） 2 名

○ハローワーク品川（港区芝 5-35-3） 2 名

○ハローワーク大森（大田区大森北 4-16-7） 1 名

○ハローワーク渋谷（渋谷区神南 1-3-5） 3 名

○ハローワーク新宿（新宿区歌舞伎町 2-42-10） 2 名

○ハローワーク新宿 東京外国人雇用サービスセンター
（新宿区四谷 1-6-1 コモレ四谷 四谷タワー 13 階） 1 名

○ハローワーク池袋（豊島区東池袋 3-5-13） 1 名

（豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 3 階） 1 名

○ハローワーク王子（北区王子 6-1-17） 1 名

○ハローワーク足立
（足立区千住 1-4-1 東京芸術センター 6～8 階） 2 名

○ハローワーク墨田（墨田区江東橋 2-19-12） 1 名

○ハローワーク木場（江東区木場 2-13-19） 2 名

○ハローワーク八王子（八王子市子安町 1-13-1） 2 名

○ハローワーク立川（立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎） 2 名

○ハローワーク青梅
（青梅市東青梅 3-12-16 または青梅市東青梅 3-20-7） 1 名

○ハローワーク三鷹（三鷹市下連雀 4-15-18） 1 名

○ハローワーク町田（町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階） 2 名

○ハローワーク府中（府中市美好町 1-3-1） 2 名

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

10 応募方法

(1) 履歴書、職務経歴書及びハローワーク紹介状

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

<論文の課題>（800文字程度）

「現在の雇用情勢下における、職業安定行政（労働局・ハローワーク）の取り組むべき課題・役割は何か。また、自身の経験や強みを業務にどのように活かせるか。」

※PC作成可、提出様式は任意とします。

(3) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、東京労働局総務部総務課人事第一係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。

また、返却を希望される場合は、その旨を履歴書に赤字で御記載ください。

11 応募期限

令和7年2月7日（金）

応募書類は当日の消印有効（持参等の場合は当日17：00まで）とします。

12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者通知)

通過した方に対しては令和7年2月14日(金)までに、履歴書に記載された電話番号あてに、面接時間のご連絡をいたします。

通過しなかった方に対しては、履歴書に記載された住所あてに、結果通知書を郵送にてご連絡いたします。

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

令和7年2月18日(火) 東京労働局又はハローワーク

面接は就業場所(労働局は、九段第三合同庁舎)で実施する予定です。詳細な時間及び場所については、第1次選考通過者あてにご連絡いたします。

(合否通知)

合格した方に対しては令和7年2月27日(木)までに履歴書に記載された電話番号あてにご連絡いたします。

合否にかかわらず全員に結果通知書を郵送にてご連絡いたします。

13 応募等に関する照会先

東京労働局総務部総務課人事第一係 任期付職員採用担当

住所 〒102-8305

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階

電話 03-3512-1051

14 その他

- ・給与法附則第8項の規定に基づき、60歳以上の者は俸給月額等が7割水準となります。
- ・人事院規則9-8第37条第9項の規定に基づき、55歳以上は昇給停止となります。
- ・現職の者で本公募において採用となった者は、新規採用として再度初任給決定を行います。初任給決定の結果、現在より級号俸が下がる場合がありますのでご了承ください。